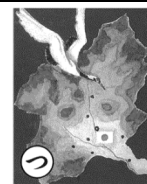




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月14日（火） 第10082号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（総務課）	2
○群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（森林保全課）	2
○群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域企業支援課）	8
告 示	
○道路の区域変更（道路管理課）	1 1
○道路の供用開始（同）	1 1
○令和5年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（会計管理課）	1 1
公 告	
○道路の指定（建築課）	1 7
○開発工事の完了（同）	1 7

規則

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十四日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第九号

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則(平成十一年群馬県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「(査証欄の増補を含む。次号において同じ。)」を削る。

第三条の表二の項下欄中「及び第十二条第一項」を削る。

附則

この規則は、令和五年三月二十七日から施行する。

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十四日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十号

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成十年群馬県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は第四条ただし書」を削り、「森林公園内行為許可申請書」を「森林公園内制限行為許可申請書」に改め、同条第二項中「森林公園内行為許可変更申請書(別記様式第二号)」を「森林公園内制限行為変更許可申請書(別記様式第三号)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第四条ただし書の規定により、行為の許可を受けようとする者は、当該行為を開始しようとする日前十日までに、森林公園内禁止行為許可申請書(別記様式第二号)を知事に提出しなければならない。

4 条例第三条第四項の使用料は、条例第三条第一項の許可を受ける際に知事に納入するものとする。

5 条例第三条に規定する行為の制限に関する業務を指定管理者が行う場合における第一項、第三項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第三条中「第三条第一項第五号」を「第三条第一項第六号」に改める。

第四条中「第四条第二号」を「第四条第三号」に改め、「キャンプ場」の下に、「桜山森林公園の第二の広場及び第三の広場、21世紀の森の駐車場及び芝生広場、憩の森のふれあいの森並びにおうらの森の芝生園」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(車両の乗入れ等の場所)

第四条の二 条例第四条第八号の規則で指定された場所は、道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条に規定する道路をいう。)及び一般交通の用に供されている林道並びに知事が別に定める駐車場とする。

(森林公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為)

第四条の三 条例第四条第十号の規則で定める行為は、他人に危険を及ぼすおそれのある行為若しくは著しく迷惑をかける行為又は森林公園の管理上支障のある行為とする。

第五条第二項中「別記様式第三号」を「別記様式第四号」に改める。

第六条第一項中「(別記様式第四号)正本及び副本」を「(別記様式第五号)」に改め、同条第二項中「(別記様式第五号)正本及び副本」を「(別記様式第六号)」に改め、同条第三項中「副本」を「写し」に、「別記様式第六号」を「別記様式第七号」に改める。

第七条中「森林公園有料公園施設使用料減免申請書(別記様式第七号)」を「森林公園使用料減免申請書(別記様式第八号)」に改め、同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例第十二条の規定により、使用料の全部又は一部を免除する場合は、次の各号に掲げるときとし、その場合における免除の額は、当該各号に定める額とする。

一 国、県若しくは市町村が主催し、又は共催する行事若しくは事業に使用するとき 使用料の全額

二 学術研究を目的として使用するとき 使用料の全額

三 森林環境教育又はその指導者の育成を目的として使用するとき 使用料の全額

四 林業又は緑化の技術の普及を目的として使用するとき 使用料の全額

五 森林ボランティア又はその指導者の育成を目的として使用するとき 使用料の全額

六 県の施策に即した目的及び内容で使用するとき 知事が相当と認める額

七 災害等の非常事態が発生し、復旧作業等のために使用するとき 使用料の全額

八 その他知事が特別の理由があると認めるとき 知事が相当と認める額

第七条の二中「別記様式第八号」を「別記様式第九号」に改める。

第八条第二項中「(さくらの里の野外ステージを除く。)」を削る。

別表さくらの里の項中

きのこ館	きのこ館
野外ステージ	

を「きのこ館」に改め、同表に

次のように加える。

別記様式第一号を次のように改める。

<p>おうらの森</p>	<p>憩の森</p>			
<p>講義室</p>	<p>講義室</p>	<p>小会議室</p>	<p>大会議室</p>	<p>展示室</p>
<p>午前九時から午後五時まで</p>	<p>午前九時から午後五時まで</p>			

別記様式第1号(規格A4)(第2条関係)

森林公園内制限行為許可申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

申請者 郵便番号
住所
フリガナ
氏名
生年月日
電話番号
E-mail

法人又は団体にあつては、その所在地、名称、電話番号、E-mail並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ及び生年月日

次のとおり許可してください。

Table with columns: 公園名, 目的, 期間, 場所又は公園施設, 行為の内容, 行為の詳細, 利用責任者. Includes checkboxes for activities like '物品販売等', '写真・映画撮影等', '興行等' and a detailed section for '行為の詳細' with sub-rows for '物品販売', '業として', '興行等', '催しのための', '無人航空機の飛行', and 'その他'.

注 裏面に掲げる書類を添付すること。

(裏面)

添付書類

行為の内容ごとにそれぞれ次に掲げる事項を記載した計画書を添付すること。ただし、知事が認めた事項については、記載を省略することができる。

1 物品販売

品目、価格、場所(図)、方法、期間、時間、人員数及び収支概算並びに臨時に施設を設置する場合には、設置施設の概要及び行為終了後の原状回復計画

2 業としての写真・映画撮影等

写真等の使用目的、場所(図)、期間、時間、被写体、写真機又は撮影機の台数、人員数、収支概算及び行為終了後の原状回復計画

3 興行その他これに類する行為

目的、場所(図)、期間、時間、内容、人員数、来場予定人員数、料金、収支概算及び行為終了後の原状回復計画

4 催しのための公園の全部又は一部の独占利用

目的、場所(図)、期間、時間、内容、来場予定人員数及び行為終了後の原状回復計画並びに料金等を徴収する場合には、料金及び収支概算

5 無人航空機を飛行させる行為

目的、場所(図)、期間、時間、内容、人員数、来場予定人員数、安全対策、加入保険の内容及び行為終了後の原状回復計画並びに料金等を徴収する場合には、料金及び収支概算

6 その他の行為のための公園の全部又は一部の独占利用

目的、場所(図)、期間、時間、内容、人員数、来場予定人員数及び行為終了後の原状回復計画並びに料金等を徴収する場合には、料金及び収支概算

別記様式第八号を別記様式第九号とする。
 別記様式第七号中「森林公園有料公園施設使用料減免申請書」や「森林公園使用料減免申請書」は、「有料公園施設の使用料」や「森林公園の使用料」は、「有料公園施設の名称」や「森林公園の名称」は、

利用予定年月日	年 月 日
---------	-------

を

行為の種類	
利用予定年月日	年 月 日

に

改め、同様式を別記様式第八号とする。
 別記様式第六号を別記様式第七号とし、別記様式第三号から別記様式第五号までを一様式ずつ繰り下げる。
 別記様式第二号中「森林公園内行為許可変更申請書」を「森林公園内無制限行為変更許可申請書」に改め、同様式を別記様式第三号とし、別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

別記様式第2号（規格A4）（第2条関係）

森林公園内禁止行為許可申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号
E-mail

法人又は団体にあつては、その所在地、名称、
電話番号、E-mail並びに代表者の住所、
氏名、氏名のフリガナ及び生年月日

次のとおり許可してください。

公 園 名	
目 的	
期 間	
場 所 又 は 公 園 施 設	
行 為 の 内 容	
<p>○ 申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。</p> <p>□ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。</p> <p>* 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。</p>	
備 考	

注 行為の内容ごとに次に掲げる事項を記載した計画書を添付すること。ただし、知事が認めた事項については、記載を省略することができる。

目的、場所（図）、期間、時間、内容、人員数及び行為終了後の原状回復計画

附則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - 一 群馬県憩の森の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十五年群馬県規則第十九号）
 - 二 群馬県緑化センター附属見本園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和二十五年群馬県規則第十五号）
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の規定又は前項の規定による廃止前の群馬県憩の森の設置及び管理に関する条例施行規則若しくは群馬県緑化センター附属見本園の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により提出され、又は交付された書類は、改正後の群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の相当規定により提出され、又は交付されたものとみなす。

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和五年三月十四日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十一号

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成十五年群馬県規則第二十号）の一部を次のように改正する。
 別表第一計測系の項中

非接触微細形状測定機	一時間につき	一、二五〇円
	を	
非接触微細形状測定機	一時間につき	一、二五〇円
	を	
表面粗さ・輪郭形状測定機	一時間につき	七二〇円
	に改め、	
同表機械系の項中		
回転摺動型摩擦摩耗試験機	一時間につき	一、七七〇円
	を	
摩擦摩耗試験機	一時間につき	五七〇円

多機能摩擦摩耗試験機

一時間につき

一、八〇〇円

に、

高温焼成炉

一時間につき

二、七七〇円

を

MA装置

一時間につき

九八〇円

高温焼成炉

一時間につき

二、七七〇円

に改め、

同表化学系の項中

凍害試験機

一時間につき

一〇〇円

赤外分光イメージングシステム

一時間につき

六、四八〇円

を

表面観察試料作製装置

一時間につき

一、七七〇円

凍害試験機

一時間につき

一〇〇円

に改める。

別表第二電気電子系の項中

高調波／フリッカ測定装置

一時間につき

五一〇円

を

精密騒音計

一時間につき

一〇〇円

高調波／フリッカ測定装置

一時間につき

五一〇円

に改め、

同表材料系の項中「二、五一〇円」を「二、五三〇円」に改める。
 別表第三試験の項中

往復摺動式

一時間につき

二、八二〇円

（一時間を超えるときは、その超える時間一時間までごとに七八〇円を加えた額）

ダイヤモンド測定	一件につき	七、八五〇円	同表分析の項中	接触角測定試験	一件につき	一、三五〇円	接触角測定試験	一件につき	一、三五〇円	3D空間モデリングシステム	一時間につき	三、一〇〇円	3Dスキャンシステム	一時間につき	五、六〇〇円	3Dスキャンシステム	一時間につき	五、六〇〇円	往復/回転摺動式	一時間につき	四、二〇〇円 (一時間を超えるときは、その超える時間一時間までごとに二、〇〇〇円を加えた額)	回転摺動式	一時間につき	四、〇八〇円 (一時間を超えるときは、その超える時間一時間までごとに二、〇三〇円を加えた額)
	ファイバー測定	一件につき			九、〇〇〇円	一件につき		一、九八〇円	一件につき		一、三五〇円	一件につき		一、九八〇円	一件につき		五、六〇〇円	一件につき		五、六〇〇円	一件につき		四、二〇〇円	一件につき
を																								
に改め、																								
を																								
に、																								
を																								
に、																								
を																								

ガスクロマトグラフ質量分析(定性)	一件五成分につき	一六、七〇〇円 (五成分を超えるときは、その超える一成分ごとに三、一三〇円を加	電子スピン共鳴分析	室温測定	一件につき	六、六〇〇円	電子スピン共鳴分析	室温測定	一件につき	六、六〇〇円	二次元検出器による面測定	一領域につき	二七、一〇〇円 (一領域を超えるときは、その超える領域一領域までごとに九、二一〇円を加えた額)	液体クロマトグラフ分離	一成分につき	一五、四〇〇円	ダイヤモンド測定	一件につき	七、八五〇円
	低温測定	一件につき		一〇、六〇〇円	低温測定	一件につき		一〇、六〇〇円	低温測定	一件につき		一〇、六〇〇円	二次元検出器による面測定		一領域につき	二七、一〇〇円		液体クロマトグラフ分離	一成分につき
を																			
に、																			
を																			
に、																			
を																			

えた額

ガスクロマトグラフ質量分析(定性)	一件五成分につき	一六、七〇〇円 (五成分を超えるときは、その超える一成分ごとに三、一三〇円を加えた額)
-------------------	----------	--

ガスクロマトグラフ質量分析(定性一斉分析)	一件につき	一八、五〇〇円
-----------------------	-------	---------

匂い嗅ぎガスクロマトグラフ質量分析(定性)	一件につき	一四、二〇〇円 (一成分を超えるときは、その超える一成分ごとに四、〇七〇円を加えた額)
-----------------------	-------	--

匂い嗅ぎガスクロマトグラフ質量分析(定性)	一件につき	一四、二〇〇円 (一成分を超えるときは、その超える一成分ごとに四、〇七〇円を加えた額)
異臭分析	一件につき	二〇、〇〇〇円

に、

を

に改める。

別表第四試験の項中「三、七六〇円」を「三、九三〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七六〇円」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	矢島大泉線	邑楽郡明和町矢島556番の2地先から同郡同町入ヶ谷208番の1地先まで	前	9.0～14.7	259.7
			後	10.9～17.9	259.7

◎群馬県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	矢島大泉線	邑楽郡明和町矢島556番の2地先から同郡同町入ヶ谷208番の1地先まで	令和5年3月15日

◎群馬県告示第66号

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2、第180条及び第190条の3の規定に基づき、令和5年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約（工事請負並びに設計、測量及び地質調査の委託を除く。以下「物件の製造等の契約」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、令和5年4月1日から施行する。

なお、令和4年度及び令和5年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（令和4年群馬県告示第57号）（以下「旧告示」という。）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月14日

群馬県知事 山本 一 太

1 物件の製造等の契約の種類

物件の製造等の契約の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	大分類	小分類
物品の製造	印刷	活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、フォーム印刷、封筒、製本、タイプオフ印刷、ダイレクト印刷、点字印刷
	地図・航空写真	地図製作、図面製作、写図、航空写真、その他の地図・航空写真
物品の販売	事務機器	事務用品、鋼製 ^{じゅう} 什器、事務用家具、和洋紙、印章、OA機器、その他の事務機器
	教育機器	学校教材、教育機器、保育教材・遊具・玩具、教育用家具、その他の教育機器
	書籍	図書、雑誌・刊行物、映像ソフト
	理化学医薬・保健機器	理化学機器、計測機器、実験機器、測量機器、医療機器、X線フィルム、光学機器、介護用機器、AED、その他の理化学医薬・保健機器
	薬品	医療用薬品、工業用薬品、農業用薬品、動物用薬品、ガス類、衛生用品、その他の薬品
	電気・通信機器	電気器具、放送・通信用機器、家電製品、家電消耗品
	産業用機械	産業用機械、建設用機械、工作用機械
	農林業用機器	林業用機器、農業用機器
	農林業用用品	種苗、肥料、飼料、園芸資材、花き類、その他の農林業用用品
	車両類	自動車、二輪車、特殊自動車、自転車、自動車部品、タイヤ、船舶、ぎ装、消防用自動車、救急用自動車、軽自動車、警察用自動車、その他緊急自動車
	燃料類	ガソリン・軽油、重油、灯油、燃料用ガス、薪炭、石油器具、その他の燃料類
	厨房機器	調理台、流し台・洗面台、給湯器、調理機器、厨房用食器、ガス器具、その他の厨房機器
	食料品	食料品、お茶、学校給食用食材
	運動用品	運動用具、武道用品、キャンプ・登山用品、運動設備品、その他の運動用品
	音楽用品	楽器・楽譜、レコード・音楽CD等、その他の音楽用品
	百貨店	ギフト製品・百貨
	繊維製品	制服、作業服・事務服、白衣、寝具類、帽子、その他の繊維製品
	室内装飾品	カーテン、じゅうたん、ブラインド、椅子カバー、どん帳、暗幕、テント、シート類、家具類、木工製品製造、その他の室内装飾品
	写真	写真機、撮影機、映写機、フィルム、写真材料、DPE、マイクロ写真機、青焼き、カラーコピー
	記念品・時計	記章、カップ・トロフィー・ ^{たて} 楯、記念品、時計、貴金属、旗
荒物雑貨	家庭金物、荒物、雑貨類、手芸用品、かばん、ゴム・ビニール製品、陶磁器、作業靴、皮革製品、洗面・衛生用品	

	看板・展示品	看板・掲示板、横断幕、模型、ステッカー類
	道路標識	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯
	工事用材料	アスファルトコンクリート、木材、建築金物、工具、塗料、生コン・セメント、砕石・砂利、仮設資材、電線、その他の工事用材料
	コンクリート製品	ヒューム管、パイル、道路・下水道用品、陶管、PC板、ブロック、その他のコンクリート製品
	鉄鋼・非鉄鋼製品	鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、その他の鉄鋼・非鉄鋼製品
	警察・消防用品	鑑識用機材、警察用品、防災用品、消防ポンプ、ホース、消火器・消火器薬剤、救急用機器、消防用機器、消防用被服、備蓄食料、その他の警察・消防用品
	水道用品	水道用特殊部品、水処理薬剤、資材、水道メーター、その他の水道用品
	特殊物品	清掃工場用物品、選挙用品、斎場用物品、美術品、ペット用品、大型遊具、その他の特殊物品
	電力	電力(販売)
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供	清掃	建物清掃、貯水槽・高架水槽の清掃、除草、樹木 ^{せん} 剪定、管渠 ^{きょう} 清掃、道路・水路清掃、下水道維持・管理、浄化槽 ^{でん} 清掃、沈澱槽 ^{でん} 清掃、分離槽 ^{でん} 清掃、除雪、その他の清掃
	警備・受付・案内	有人警備、交通誘導、機械警備、プール監視、施設受付・案内
	消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等、シロアリ、松くい虫、くん蒸、その他の消毒・害虫駆除
	保守管理	施設管理、施設・設備運転管理、駐車場管理、道路等管理、電気設備、通信・放送設備、舞台装置、昇降機、空調・衛生設備、消防・防災設備、事務用機器、遊具・体育器具、浄化槽管理、自動ドア、医療機器、シャッター設備、その他の機械設備、その他の保守管理
	クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネンサプライ、寝具丸洗い・乾燥・消毒
	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物処分、その他の廃棄物処理
	運搬業務	旅客運送、貨物運送、旅行企画、倉庫、美術品運搬、その他の運搬業務
	情報処理	システム開発・保守、データ作成・入力、その他の情報処理
	検査・分析・調査	環境関係調査、環境計量証明、世論調査、市場調査、交通調査、地域計画調査、調査・研究(シンクタンク)、測量、文化財調査、アンケート調査、漏水調査、財務分析、その他の検査・分析・調査
	イベント・企画・デザイン・制作	イベントの企画・運営、会場設営・撤収、デザイン、ビデオ作製、番組の企画・制作、映像音響ソフト制作、ホームページ制作、広告代理、看板標識作製・設置、写真・マイクロフィルム、文化財等複製作製、その他イベント・企画・デザイン・制作

	研修・講習	研修・講習
	事務処理	筆耕等事務補助、不動産関係事務・業務、速記、議事録調製業務、封入封緘業務、その他の事務処理
	人材派遣	労働者派遣
	リース・レンタル	事務用機器（リース）、情報機器（リース）、産業・建設機器（リース）、医療機器（リース）、ボイラー機器（リース）、電算システム（リース）、自動車（リース）、イベント用品（リース）、動植物（リース）、その他（リース）、事務用機器（レンタル）、情報機器（レンタル）、産業・建設機器（レンタル）、医療機器（レンタル）、ボイラー機器（レンタル）、電算システム（レンタル）、自動車（レンタル）、イベント用品（レンタル）、動植物（レンタル）、その他（レンタル）
	医療福祉	福祉サービス業務、給食サービス業務、検診・予防接種・各種医療検査、その他の医療福祉
	車両整備	自動車整備、機械整備
	その他	ピアノの調律、畳関係、自動車保険、損害保険、森林整備、料金徴収、翻訳、通訳、その他の業務
	再生資源化	再生資源化
物品の購入	資源回収	鉄くず、非鉄金属くず、古紙、ビン類、ペットボトル、古物、火葬残骨灰、自動車、自転車、電気・電子機器、その他の資源回収
	電力	電力（購入）

2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、5により申請を行い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類について資格審査を受け、資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- (3) 納付すべき税に未納のある者

3 審査項目

- (1) 申請を行う日（以下「審査基準日」という。）の直近2年間の各事業年度（個人にあつては、各事業年）における物件等の年平均の生産額又は販売額
- (2) 審査基準日の直前の事業年度（個人にあつては、事業年）の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本金額
- (3) 審査基準日の前日における従業員数
- (4) 物品の製造に係る事業を営んでいる者にあつては、直前決算における機械設備等の額（機械装置類、運搬器具、工具その他備品の合計額）
- (5) 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの）

(6) 審査基準日の前日までの営業年数

4 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、物件の製造等の契約の種類に従い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類を審査した結果を総合的に勘案して決定するものとする。

5 申請の方法 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）を使用し、物件等競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。

6 申請の受付期間 令和5年4月3日（月）から同年9月15日（金）までとする。

7 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

なお、様式は、群馬県ホームページに掲載されている令和4・5年度物品役務の競争入札参加資格申請に係る個別添付書類様式集（随時申請）に掲載されているものを使用すること。ただし、同様式集に掲載されていない書類の様式は、任意とする。

(1) 法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては市町村長が発行した身分証明書（審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。）

(2) 納税証明書（審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他の県内市町村に申請する場合は、申請する市町村の市町村税に関するものを含む。）

(3) 財務諸表（審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもので、法人の場合のみ提出する。）

(4) 確定申告書等の写し（審査基準日の直近2年間の各事業年に関するもので、個人の場合のみ提出する。）

(5) 営業に許可、認可又は届出を必要とする場合は、これを証明する書類の写し

(6) ISO認証を取得している場合は、登録証の写し

(7) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任状

(8) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任通知書

(9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定による障害者雇用義務がある場合は、障害者雇用状況報告書（所管公共職業安定所の受付印が押されたもの）の写し

(10) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定による障害者雇用義務がない場合は、障害者雇用に関する申告書

(11) 従業員数が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届（所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に申請日が含まれたもの）の写し

(12) 群馬県いきいきGカンパニー認証制度の認証を受けた者は、群馬県いきいきGカンパニー認証書の写し（認証書の認証期間に審査基準日が含まれたもの）

(13) 群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で群馬県環境GS認定制度の認定を3年以上継続して受けたものは、環境GS認定制度認定書の写し

(14) 群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者でエコアクション21認証・登録制度の認証・登録を受けたものは、エコアクション21認証・登録証の写し

(15) 職員又は役員に消防団員がいる場合は、消防団在籍に関する証明書

(16) 従業員が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第7項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届（所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行

動計画の計画期間に審査基準日が含まれたもの)の写し

(17)群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で協力雇用主として申請日から過去2年間において3ヶ月以上保護観察対象者等を雇用した場合は、前橋保護観察所長が発行する証明書

8 電子申請及び添付書類に使用する言語等

(1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、J I S第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、使用可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。

(2) 7(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。

なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。

なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

9 資格審査の結果の通知 知事は、資格審査の結果、認定を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。

10 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格認定日から令和6年3月31日までとする。

11 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。

なお、届出に当たり、7に掲げる書類のうち関係する書類を提出するものとする。

(1) 営業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 所在地又は住所を変更したとき。

(3) 電話番号又はF A X番号を変更したとき。

(4) 商号又は名称を変更したとき。

(5) 代表者の変更があったとき。

(6) 代理人の変更があったとき。

12 資格の取消し等 知事は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後3年間を限度として資格を付与しないことができる。資格を取り消された者又は資格の付与がない者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。

(1) 営業を廃止し、又は休止した者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

(3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者

(4) 物件の製造等の契約の履行に当たり、故意に物件の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(5) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(6) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者

(7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、

職員の職務の執行を妨げた者

(8) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(9) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

13 資格の取消し等の通知 知事は、12の規定により資格を取り消したとき又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

14 申請情報の取扱い

(1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号）、営業品目及び等級区分）について公開する。

(2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。

附 則

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の日前に旧告示に基づき資格審査の申請を行い、知事が資格を有すると認めた者については、旧告示の規定は、この告示の施行後もなおその効力を有する。

■ 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

令和5年3月14日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第4号に規定する道路	みどり市笠懸町阿左美176-4の一部、176-27、176-28の一部、176-29の一部、177-4の一部、177-20、177-20地先道	延長 28.30 幅員 27.80	群馬県指令太土第30255-1号 令和5年2月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年3月14日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字上之手1937-3、1937	安中市原市1805番地 サンライフ安中

	- 4、1938	M・SM-202 池田茂喜 佐波郡玉村町大字上之手1937番地2 池田知代
--	----------	--

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
